

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）認可にかかる意見徴収について

1. 申請事業所概要

事業所名：社会福祉法人 純心会 第三空港保育園
所在地：益城町馬水 455-1

2. 申請事業所の経緯と町の現状

令和 5 年 4 月より、益城町の認可保育所として運営されています。

令和 6 年に町で策定した「益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を満たしています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の全国的な義務化は令和 8 年 4 月からですが、益城町ではそれまでの準備期間として、試行的な取り組みを検討し、試行期間中には、制度の本格稼働に向けて、より効果的かつ円滑な運営方法について模索・検証していただく予定です。

3. 申請内容

社会福祉法人 純心会 第三空港保育園は、令和 8 年 2 月より乳児等通園支援事業を試行的に実施するため。

4. 今後のスケジュール

本日（12 月 19 日）：子ども・子育て会議にて意見徴収

令和 8 年 1 月：国の誰通システムテスト環境での検証作業

令和 8 年 2 月：

広報誌「ましき広報」への掲載

益城町ホームページへの情報掲載

住民の皆様への周知開始

令和 8 年 2 月：試行事業開始

令和 8 年 4 月：本格稼働（予定）

5. 本会議での意見徴収事項

上記申請内容に基づき、社会福祉法人 純心会 第三空港保育園の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）試行事業の認可申請について、ご意見をいただきますようお願ひいたします。